

災害対策基本法施行令の一部を改正する政令案参照条文

目次

○災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）（抄）	.....	1
○災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八号）（抄）	.....	1

○災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）（抄）

（中央防災会議の組織）

第十二条 中央防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

2 会長は、内閣総理大臣をもつて充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者をもつて充てる。

一 防災担当大臣

二 防災担当大臣以外の国務大臣、指定公共機関の代表者及び学識経験のある者の中から、内閣総理大臣が任命する者

6 中央防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

7 専門委員は、関係行政機関及び指定公共機関の職員並びに学識経験のある者の中から、内閣総理大臣が任命する。

8 中央防災会議に、幹事を置き、内閣官房の職員又は指定行政機関の長（国務大臣を除く。）若しくはその職員の中から、内閣総

理大臣が任命する。

9 幹事は、中央防災会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。

10 前各項に定めるもののほか、中央防災会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

○災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八号）（抄）

（中央防災会議の委員及び専門委員）

第三条 中央防災会議の委員（以下この条及び次条において「委員」という。）の定数は、二十五人以内とする。

2 学識経験のある者の中から任命される委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

3 前項の委員は、再任されることができる。

4 中央防災会議の専門委員（以下この条及び次条において「専門委員」という。）は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する

調査が終了したときは、解任されるものとする。

5 委員及び専門委員は、非常勤とする。

附 則 抄

1 (略)

2 復興庁が廃止されるまでの間における第三条第一項の規定の適用については、同項中「二十五人」とあるのは、「三十六人」とする。

3 (略)